

# 居宅サービス計画書（1）

作成年月日 1年 月 日

初回 ・ 紹介 ・ 継続

認定済 ・ 申請中

利用者名 \_\_\_\_\_ 殿 生年月日 年 月 日 住所 \_\_\_\_\_

居宅サービス計画作成者氏名 \_\_\_\_\_

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 \_\_\_\_\_

居宅サービス計画作成（変更）日 2 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分	要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
利用者及び家族 の生活に対する 意向	
介護認定審査会の 意見及びサービスの 種類の指定	
総合的な援助の 方針	
生活援助中心型の 算定理由	1. 一人暮らし    2. 家族等が障害、疾病等    3. その他（ _____ ）

同意年月日 3年 月 日 利用者氏名 \_\_\_\_\_

# 居宅サービス計画書（2）

利用者名 \_\_\_\_\_ 殿

生活全般の解決すべき課題(ニーズ)	目 標				援助内容					
	長期目標	(期間)	短期目標	(期間)	サービス内容	※1	サービス種別	※2	頻度	期間
		4		5						

※1 「保険給付対象かどうかの区分」について、保険給付対象内サービスについては○印を付す。  
※2 「当該サービス提供を行う事業所」について記入する。

## 年月日の考え方

- ① 作成年月日は、居宅サービス計画書原案について、説明・同意(共通認識)がなされた日：③と同じ同意日となる  
(H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料により)
- ② 居宅サービス計画作成(変更)日  
新規であれば、初回居宅サービス計画作成日と同一日であるが、継続の場合(更新やモニタリング等により計画を変更する場合は、変更日と考える。
- ③ 同意日は、計画について介護支援専門員が説明し利用者等が同意した日
- ④、⑤は、第2表の目標の期間(長期、短期)の開始月日～を表示

①②③④⑤が同一年月日もあるが、①と③は同一日。

②は、当計画によりサービスが実施(開始)される日となるため、④と⑤の目標となる期間の開始日と同一年月日になる。

②④⑤は、①～⑤の中で一番遅い年月日となることが多い。

②は、同意を得られてから計画によるサービスが実施(開始)されることから、③より遅いことが多い。

ただし、③については、家族が遠方や来所が困難な場合、事前に電話連絡等で説明し了解を得られた場合は、その年月日を第1表に記録し、来所して同意する日が後日となることはある。

①と③は、利用者や家族等が担当者会議に出席し、計画の修正がない場合はその場で同意することもある。

\*当該様式以外の様式等の使用を妨げる趣旨のものではない。(H16.2.19 全国高齢者保健福祉・介護保険関係主管課長会議資料により)  
ということから③の同意日があれば、①の作成月日に原案を作成した日や印刷月日等を記載してもよい。